

ユニツクの操作注意

丸藤シートパイル

作業の手順	要 点	注 意 事 項
5. 運 転	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設 置 2. 吊荷の下に人を立ち入らせない。 3. 定格荷重の表示をする。 4. 定格荷重表を玉掛者に渡す。 (移動式クレーン構造規格43条) 5. 合図者の合図に従って運転する。 6. ジブを伸長するときには、基本ジブに近いジブから順次伸長し、短縮するときには先端ジブから順次短縮する。 (移動式クレーン構造規格37条) 7. 荷重計の作動、指示を確認する。 8. 吊荷の急上昇急降下をしない。 9. 吊荷の横引き斜め吊りをしない。 10. 作業員を吊上げて運搬したり作業させてはならない (ク則72条) 11. 荷を吊ったままで運転席をはなれない。 (ク則75条) 12. 吊荷の重量、容積を十分知りオーバーロードの作業をしない。 (ク則69条) 13. 荷を吊ったままで移動しない。 14. 操作中計器類の確認をする。 15. 操作中風に注意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水平、堅固なところに設置する。 ・ 軟弱地盤では十分養生する。 ・ アウトリガを最大に張出して水平に固定する。 ・ 運転者は玉掛者がみえるところで操作する。 ・ 作業内容と定格荷重の関係を説明し、確認する。 ・ 合図者に指名された者以外は絶対に合図しない。 ・ 保護具は正しく着用する。 ・ クレーン接地地盤への積み降ろし積込とし、地下への揚重は原則行わない。 ・ 架空電線に注意する。 ・ 荷降ろしの場合積荷が少なくなる程安定性が不利となる。